

令和 6 年12月18日

郡市区等医師会会長 殿

大阪府医師会会長代行  
加 納 康 至  
(公印省略)

「医師労働時間短縮計画作成ガイドラインの一部改正について」の発出について

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医師労働時間短縮計画作成ガイドラインについては、「「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の一部の施行等について」（令和4年4月1日付け医政発0401第31号厚生労働省医政局長通知）により示されております。

今般、医療法第122条第2項及び第3項に基づく医師労働時間短縮計画の見直しに関する事項について別添のとおり改正され、厚生労働省医政局長より各都道府県宛て通知された内容について、日本医師会を通じ周知方依頼がありました

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知いただきますとともに、貴会所属医療機関への周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】大阪府医師会 学術課

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22

TEL：06-6763-7006／FAX：06-6764-0267